

議 第 2 5 号 議 案

消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める意見書の提出について
消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年12月17日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

消費税インボイス制度の実施の延期・中止を求める意見書

国は、2023年10月から消費税インボイス制度を導入するとし、本年10月1日から事業者登録を始めている。

インボイス（適格請求書）とは、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことである。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税事業者となる必要があり、それによって消費税納税の義務が発生する。課税事業者にならないければ、取引から除外される可能性もある。

個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強えられる。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。

消費税インボイス制度導入の主たる目的は、上述した人たちへの更なる課税強化と消費税増税であり、導入によって地域に根差した小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済の更なる疲弊を招きかねない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、新型コロナ禍の危機的状況の中、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が事業の継続をするためにも、消費税インボイス制度の実施の延期・中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	金子恭之	様
財務大臣	鈴木俊一	様
経済産業大臣	萩生田光一	様
内閣官房長官	松野博一	様